

事業系一般廃棄物 よくある質問(Q&A)

<p>Q1 事業系ごみとは何ですか？</p>	<p>A 事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみすべてのことをいいます。</p>
<p>Q2 事業活動とはどのようなことをいうのですか？小さな規模の個人商店や店舗付き住宅での事業も含まれるのですか？</p>	<p>A 「事業活動」とは、製造業や建設業などに限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や水道事業、学校、社会福祉施設等の公共事業も含めた広い意味として捉えられています。このような事業活動から排出される事業系ごみの規定には、排出量の条件はないため、大企業から多量に排出される場合であっても、個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所から排出される場合であっても、事業系ごみになります。</p>
<p>Q3 事業系ごみを家庭用のごみステーションに出すことはできないのですか？</p>	<p>A 事業系ごみは廃棄物処理法で、事業者自らの責任により処理しなければならないものと定められています。本来は、家庭用のごみステーションへ排出することは、自らの責任で処理していることにあたりませんので、不法投棄とみなされ、法律違反になる場合があります。しかし、鹿島市では<u>小規模事業者ごみステーション搬出登録制度実施要綱に基づき登録された事業者</u>で、近隣住民に迷惑をかけず<b>3袋以内</b>であれば家庭系一般廃棄物として処理をおこないます。</p>
<p>Q4 小規模事業者ごみステーション搬出登録制度とは何ですか？</p>	<p>A 小規模事業者で、一回に出すごみの量が3袋以内の事業者に限り、市に申請をすることで、地区のゴミステーションを利用できる制度です。</p>
<p>Q5 住居兼店舗で商売をしているが、この場合ごみの分別はどうすればよいですか。家庭系と事業系のごみができます。</p>	<p>1回の排出量が<b>3袋以内</b>であれば小規模事業者ごみステーション搬出登録ができ、家庭系ごみとして処理ができます。<b>3袋を超える場合</b>は小規模事業者にあたりませんので、収集運搬許可業者に依頼してください。</p>
<p>Q6 事業系一般廃棄物の処分はどうすればいいのですか？</p>	<p>A 次のいずれかの方法により、処理することができます。</p> <p>(1)鹿島市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に収集運搬を委託する。</p> <p>(2)排出事業者が自ら焼却場に搬入を行う(処理</p>

	<p>手数料を支払う)</p> <p>(3)1回の排出量が3袋以内であれば、<b>小規模事業者ごみステーション搬出登録制度</b>に申請し、家庭系指定袋にいれ市が収集を行なう。</p>
Q7 新聞・雑誌・段ボール・雑紙・アルミ缶などは地域の集団回収に出してもいいのですか。	A 地域の集団回収は家庭から出る資源化物を収集する場です。事業から出る資源化物を出すことはできません。再生資源事業者に収集・運搬又は再生を委託することができる場合もあります。
Q8 事業系ごみを適正処理・減量化することでメリットはありますか？	A 排出段階で分別を徹底することにより、多くのものがリサイクル可能となり、ごみ量を減らすことができることから、ごみ処理経費の削減にもつながります。また、環境問題が注目されている中、ごみの減量やリサイクルへの取組みを積極的に行うことは、社会貢献につながるとともに、会社のイメージアップにもなります。
Q9 一般廃棄物とはどういうものですか？	A 廃棄物処理法第2条第2項で「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものをいう」と定められています。家庭から生じるごみや事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物となります。
Q10 産業廃棄物とはどういうものですか？	<p>A 廃棄物処理法第2条第4項で「産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」と定められ、その種類は20種類に分けられます。</p> <p>例：発泡スチロール製の緩衝材、PPバンド、プラスチック製の弁当容器、ペットボトル、びん、陶磁器、ガラス、蛍光管、金属製ロッカー、電気器具、建築廃材など</p>
Q11 事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければならないとありますが、怠った場合どのような罰則を受けますか？	A 事業者責任を放棄して違法な処理を行なえば、廃棄物処理法に基づく罰則が課せられることがあります。しかし罰則の如何にかかわらず、快適な生活環境の確保や資源の有効利用の観点から、廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。
Q12 今まで一般廃棄物と一緒に処理してきた産業廃棄物を別に処理するとなる	A 廃棄物処理法では「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければ

<p>と、手間もコストもかかるので何らかの補助してもらえないのですか。</p>	<p>ならない」と定められています。国や自治体の補助などありませんので、法律に基づき適正な処理をお願いします。</p>
<p>Q13 焼却可能なごみは自社で焼却してもいいのですか？</p>	<p>A 廃棄物を野外でドラム缶等を利用して焼却することは、廃棄物処理法で、原則として禁止されています。違反すると懲役5年以下又は1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその併科に処せられます。ごみの焼却は廃棄物処理法の構造基準に適合した焼却炉で、環境大臣の定める方法による焼却以外には、原則認められていません。</p>
<p>Q14 飲食店から排出されるごみの処理はどうすればいいのですか？(割り箸や食べ残しを多く含むごみ)</p>	<p>A ごみとして処分をする前に、食べ残しが発生しないような取り組みを行うなど、発生の抑制に取り組んでいただき、それでも発生する廃棄物について、厨芥ごみや割り箸は、事業系一般廃棄物として適正な処理をお願いします。また、廃プラスチック類・ガラス・陶磁器くず・金属くず・廃油等については、産業廃棄物となりますので、産業廃棄物として適正処理をお願いします。</p>
<p>Q15 飲食店を営んでいます、食料品製造業に該当するのでしょうか？</p>	<p>A 飲食店など(ベーカリーなどの製造小売業又はサービス業に分類されるもの)は、食品製造業には該当しません。食品製造業には、食パンの製造、製麺所、水産加工(かまぼこ、干し魚)などの食品の製造や加工を行なっている事業者などが該当します。詳しくは、日本標準産業分類を参照してください。</p> <p>食品製造業から排出される食品廃棄物(製造過程で発生する残渣物、製造失敗物)などは、産業廃棄物となります。また、賞味期限、消費期限切れで、食品製造業(メーカー等)へ返送された製品については事業系一般廃棄物となります。</p>